政令番号338 2-ビニルピリジン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道		排出量/使用量(kg/年)							
府県コート	都道府県名	裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	合計
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	ī	の物質は	届出事業	所以外か	らの排出や	P農薬として	[の	
9	栃木県	使/	用はないと	されていま	す。				
	群馬県				· · ·				
	埼玉県								
	千葉県								
	東京都								
	神奈川県								
	新潟県								
	富山県								
	石川県								
	福井県								
	山梨県								
	長野県								
	岐阜県								
	静岡県								
	愛知県								
	三重県								
	滋賀県								
	京都府								
	大阪府								
	兵庫県								
	奈良県 和歌山県								
	鳥取県 島根県								
	島 低 県 岡 山県								
	^{両山県} 広島県								
	山口県								
	山口宗 徳島県							L	
	香川県							ļ	
	愛媛県								
	夏 <u>返</u> 県 高知県								
	福岡県								
	佐賀県							ļ	
	長崎県							ļ	
	熊本県								
	大分県								
	宮崎県								
	鹿児島県								
	沖縄県								
	全国								
l									